



草加市立氷川小学校 生徒指導の取組

～子どもたちが友達関係で悩まず、わくわく、にこにこ、いきいきと通える学校を目指して～

氷川小学校では、全教職員が一丸となって、①児童の基本的な生活習慣（あいさつ、言葉遣い、廊下歩行、きまりなど）の育成、②「いじめ」や友達関係の悩みなどを抱えている児童への適切な支援の2つを重点に、日々の生徒指導に取り組んでいます。

生徒指導は、学力向上や体力向上と並び、子どもたちの成長の根幹を成す大変重要な教育的営みです。しかしながら、このことは、ご家庭でのお子様へのお声掛けや様子の観察、「異変」の察知など、保護者様のご支援・ご協力なくしては、取組が困難となります。保護者の皆様におかれましては、まずは、「**生徒指導に関して、氷川小がどのような取組を行っているのか？**」を知っていただくことから始まり、学校と力を合わせて、「2人3脚」で取り組むことができるよう、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

校長 中田 順一

子どもたちの基本的な生活習慣の育成のために

(1) 「よい子のきまり」に基づく指導

氷川小学校 よい子のきまり

1. 挨拶、下駄履き
・廊下で、目録時間(8時～10時)を待つ、指定位置に並び、挨拶を待たせられたら、お返事をしなくてはなりません。
・お返事をしなかったら、お返事をしなくてはなりません。

2. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

3. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

4. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

5. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

6. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

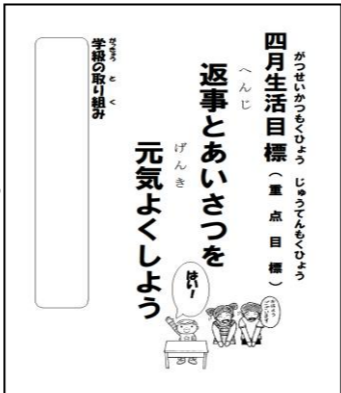
7. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

8. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

9. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

10. 生活目標の達成
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。
・生活目標の達成は、お返事をしなくてはなりません。

「よい子のきまり」は、氷川小が独自に作成しています。この「きまり」には、「朝8時～8時10分の間に、通学班で登校すること」、「授業や学校生活に必要な物は持ってこないこと」、「放課後に遊ぶ際には、お金や物を友達に貸したり、借りたりしないこと」等のルールが記載されています。また、夏休みや冬休み、春休みなどの長期休業日の前には、「規則正しい生活をする事」、「健康の保持増進を心がけること」など、生活についての注意を喚起する「お知らせ」を作成・配布しています。これらを基に、児童への指導を行うとともに、ご家庭への支援・協力をお願いしています。



(2) 毎月の「生活目標」に基づく指導

4月から翌年3月まで、毎月の「生活目標」を定め、児童への指導を行っています。たとえば4月ですと、「返事とあいさつを元気にしよう」となります。これらの生活目標につきましては、児童の取組意欲向上のため、各教室や廊下に掲示するとともに、毎月の生活朝会では、生徒指導担当教員が具体的な例を挙げて、分かりやすく児童に説明を行っています。

(3) 「生活朝会」での指導

毎月の「生活目標」に関する説明や、児童のあいさつや言葉づかい、学校生活上のルール等に関して、校内に「課題」が見られた場合などは、生活朝会の機会を利用して、管理職や生徒指導担当教員が、全校児童に指導を行います。そして、その生活朝会での話を受けて、各学級で担任がさらに具体的な指導を行うこととなります。

(4) 「生徒指導委員会」での情報共有と指導方針の確認

校内では毎月、各学年の生徒指導担当教員が参加する定例の「生徒指導委員会」を開催しています。この会議では、廊下歩行やあいさつ、清掃の様子、毎月の「生活目標」の取組状況などを話し合うことと併せて、児童の友達関係や「いじめ」、不登校などの生徒指導上の課題について、しっかりと情報を共有するとともに、学校組織として一致協力した指導を基本とするため、具体的な対応策を協議しています。

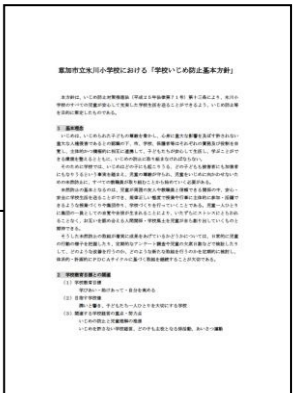
(5) スクールカウンセラー(県教委)との連携

埼玉県教育委員会から派遣されるスクールカウンセラーとの連携を図り、児童・保護者との面談の機会(月1回)を設けています。親子関係、お子様の学習・生活・性格・発達等、専門職員にじっくりと話を聞いてもらうことで、悩みや不安が解消されたり、問題解決の糸口が見えてきたりするかもしれません。学校からご案内をいたしますので、是非、ご活用ください。

子どもたちの「悩みごと」に適切に対応するために

(6) 氷川小「いじめ防止基本方針」に基づく「いじめ」への対応

「いじめ」に適切に対応することができるように、「いじめ防止基本方針」を作成しています。具体的には、「いじめ」の未然防止や早期発見・早期対応のための取組、「重大事態」への対応をはじめ、「いじめ」を受けた児童への対応、「いじめ」を行った児童への対応、「いじめ」が発生した学級への対応など、具体的な取組方針を定めて、「いじめ」への総合的な対応を進めています。



(7) 児童対象「学校生活アンケート」の実施

私たちの学校生活

項目	満足	やや満足	やや不満	不満
1. 授業内容				
2. 授業方法				
3. 先生の話				
4. 友達関係				
5. 学校生活				
6. 校舎・校庭				
7. 給食				
8. 行事				
9. その他				

毎年5月、7月、9月、11月、2月の年5回、「いじめ」や友達関係等の問題を早期に発見し、適切に対応するための「学校生活アンケート」を実施しています。

本校では、「いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という危機感・緊張感をもって、日々いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めています。アンケートの結果につきましては、児童から直接事情を聞き取るなどするとともに、校内の「生徒指導委員会」や「いじめ防止対策委員会」で対応を協議しています。

(8) 氷川小「いじめ防止対策委員会」の実施

児童が回答した「学校生活アンケート」の内容について確認を行い、「いじめ」と認定された事案に関して、具体的な対応方針を協議しています。また、氷川小の実態を踏まえて作成された「いじめ防止基本方針」について、内容の確認や必要に応じた改訂などを行っています。

(9) 「個人面談」や「懇談会」における学校・担任からの情報提供

4月(希望者対象)と11月(全員対象)の年2回、「個人面談」を行っています。面談では、担任からお子様の学校での様子をお伝えすることと併せて、保護者の皆様からは、お子様のご家庭での様子や友達関係などで気がかりなことなどを伺い、学校と家庭が連携・協力して、お子様の学校生活の「質的向上」を図っています。また、各学期に実施される「懇談会」では、担任から、当該学期における生活面の様子について、クラスの状況や具体的な成果・課題などをご説明させていただいています。

(10) 生徒指導に関する教職員研修の実施

毎年、教職員研修会を行っています。研修に際しては、専門的な理論研修から具体的なケーススタディまで、すべての教職員が生徒指導に関する「カウンセリング的な対応力(児童に寄り添い、児童の話をしっかりと聴く)」等のスキルアップを図ることができるよう努めています。

お子様のことでお悩み等ございましたら、学校・担任までご相談ください。